

民間等電子基準点の検定機関に関する資格基準及び登録要領運用基準

令和元年11月27日
国地企技第43号

(実務経験年数)

- 第1条 民間等電子基準点の検定機関に関する資格基準及び登録要領（令和元年国地達第15号。以下「要領」という。）第2条第三号で定義する実務経験年数は、年度を1年として扱うものとする。
- 2 要領第5条第2項第三号で規定する検定の実務経験は、同一年度に60日以上従事した場合を1年として取り扱う。
- 3 基準点測量等及びその他の実務経験は、測量法（昭和24年法律第188号）第50条第一号の規定を準用する。

(検定補助者)

- 第2条 要領第6条に基づき配置する検定補助者は、検定者の指導により、検定に必要な機材の準備や数量の確認など検定に必要な事項について検定者の補助を行うものとする。

(検定実績の報告)

- 第3条 検定機関は、当該年度における検定実績を企画部長に報告するものとする。

(登録等の変更)

- 第4条 要領第10条第1項において、変更の内容が技術管理者又は検定者等の配置変更等に関する事項のみの場合、あらかじめ変更内容を「運用基準別記様式第1」により提出し、検定機関変更登録申請書の提出は年2回（6月又は12月）に取りまとめることができるものとする。なお「運用基準別記様式第1」は、電子ファイルも提出するものとする。

(適合の確認)

- 第5条 要領第12条第1項に規定する適合の確認は、次の各号のいずれかに疑義が生じた場合に行うことができる。
- 一 登録の申請内容
 - 二 検定証明書の記載
 - 三 検定の実施に関する行為
 - 四 前三号に付帯する行為
- 2 前項の疑義がある場合は、当該登録検定機関に対して次の調査等を行うことができる。
- 一 ヒアリング
 - 二 書類確認

三 現地確認

四 その他

- 3 前項の調査の結果、虚偽又は重大な過失により資格基準等に適合しないことが確認された場合は、要領第13条第2項第二号に該当するものとし、検定機関名簿から登録を取り消すことができる。
- 4 国土地理院長は、第2項の調査の結果、過失（重大な過失を除く。）により資格基準等に適合しないことが確認された場合は、登録検定機関に対し、相当の期限を定めて、書面により適合命令（運用基準別記様式2）を発することができる。
- 5 前項の適合命令を行った検定機関に対しては、書面による業務改善計画の提出を求めるものとする。

（登録の取消し等）

第6条 要領第13条第1項に規定する登録の取消しは、前条第4項の適合命令の違反を繰り返し、検定に重大な影響が認められる場合に実施する。

- 2 国土地理院長は、要領第13条第2項第一号に規定する、引き続き2年以上検定業務を行わなかった検定機関のうち、検定業務の体制を維持している機関については、以下の各号のいずれかにより技術力の確認ができれば、検定機関名簿から当該登録を取り消さないものとする。

- 一 要領第8条第二号で規定されている能力審査に合格すること。
- 二 測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領（平成23年国地達第17号）第6条第2項各号に掲げる機器検定に関する実務経験のうち、GNSS測量機器の機器検定に関する実務経験又は、公共測量で使用するGNSS測量機器の機器検定に関して同等の実務経験を有していること。なお、当該実績は、要領第3条第1項に規定する公平性及び公正性を満たしていること。

（検定業務の停止）

第7条 要領第13条第1項に規定する検定業務の停止は、第5条第4項の適合命令に違反した場合、別表に定めるところにより行う。

（登録の再申請）

第8条 要領第8条第1項のうち、第二号を除く検定項目に適合していて、検定結果の通知日以降に技術管理者及び検定者が、以下のいずれかの条件を満たす場合は、実績を証明又は確認できる書類を添付の上で再度の申請を認める。

- 一 測量に従事した実績（要領第9条第1項第二号又は第三号に相当するもので、完了したものに限り）がある場合
- 二 測量系CPD協議会が発行する測量CPDポイントを10ポイント以上取得した場合

附 則

第 1 条 この運用基準は、令和元年 11 月 27 日から施行する。

検定業務の停止における措置基準

違反の程度	検定業務停止期間
重大	2 か月
中程度	1 か月
軽微	停止期間なし 口頭注意

※上記を基準に案件ごとに情状を勘案する。

※過失に関する適合命令違反の判断要素

重大 : 適合命令で指摘した項目について、改善の程度が低い

中程度 : 適合命令で指摘した項目について、一定の改善はみられるが、十分ではない

軽微 : 適合命令で指摘した項目について、改善の程度は高いが軽微な誤りがある